

令和7年7月1日
総務部

本庁舎芝生広場の供用を開始しました

芝生の養生期間中であった「本庁舎芝生広場」について、令和7年7月1日から供用を開始しました。

- 1 供用開始日
7月1日(火)
- 2 芝生広場の整備目的
 - ・開放的なオープンスペースとしての活用
市民が気軽に集まり、交流を促進する憩いの場と地域イベントを通じて、まちなかのにぎわい創出につなげるもの。
 - ・災害支援拠点としての活用
大規模災害時に安全な一時避難場所を提供し、市民の生活を支援するもの。
- 3 使用申請受付開始日
6月23日から受付開始済
- 4 使用不可日
 - ・11月2日から11月4日
 - ・12月29日から翌年1月3日
 - ・市の業務で使用する日
- 5 使用料
 - ・全面 7,500円/日
 - ・半面 4,500円/日
 - ・耐圧面 1,500円/日(1区画当たり)

本件の問い合わせ先
総務部 総務課
担当:進藤
電話:直通 72-9113 (内線1412)

本庁舎芝生広場の 運用方針



特定日を除き、本庁舎芝生広場を自由に利用できます。

使用不可日



使用不可日は、

- ・唐津くんち期間中の
11月2日から11月4日
- ・12月29日から翌年1月3日
- ・市の業務で使用する日

許可範囲



芝生広場の許可範囲は全面（1,500㎡）及び半面（900㎡）もしくは耐圧仕様の部分（600㎡）です。

使用時間



使用可能時間は午前9時から午後8時まで。
時間内であれば自由な利用が認められます。

使用料



使用料（1日当たり）は

- ・全面 7,500円
- ・半面（C面） 4,500円
- ・耐圧仕様（A面、B面）

1区画当たり 1,500円
イベント用分電盤（2台）は
1台1時間当たり 200円

